

## 【CLOメルマガ】内部通報制度と改正公益通報者保護法

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン 第9号

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、内部通報制度を中心に取り上げましたので、ご参照いただければ幸いです。

今号の目次

1. 内部通報制度と改正公益通報者保護法
2. 民法改正～請負～

~~~~~

### 【内部通報制度と改正公益通報者保護法】

以下は、事務所ウェブサイト公表している「内部通報制度と改正公益通報者保護法」の要約です。全文をご覧いただくにはこちらの URL から (<https://www.clo.jp/column/2559/>)

コンプライアンスの重要性や企業の社会的責任などが叫ばれて久しい昨今ですが、企業においては、不祥事は起こり得るという認識のもとで、自浄作用を発揮するための仕組み、すなわち、過誤や不正の芽を早期に自ら発見し、速やかに対処するための仕組みを構築しておくことが極めて重要です。そのような仕組みの中で重要なものの一つが「内部通報制度」です。

内部通報制度の意義は、不祥事への早期対応による企業価値の防衛という側面にとどまりません。実効的な内部通報制度を有する企業、すなわち過誤や不正に対して自浄作用が発揮されやすい企業は、消費者、取引先、従業員、株主・投資家、債権者、地域社会等といった様々なステークホルダーから見れば、それだけ信頼に値する企業だということになります。

このように内部通報制度は、組織の自浄作用の向上と、それを通じたコンプライアンス経営の推進、ひいては企業価値の維持・向上に資するという積極的な意義を有するものと位置付けられます。

本稿では、以上のような内部通報制度の意義、内部通報制度と関連する法律である

公益通報者保護法の関係、令和2年6月に成立した改正公益通報者保護法の内容、及びそれを踏まえた制度の構築・運用上の留意点を解説するとともに、実効性ある内部通報制度を有する企業であることの裏付けとなる内部通報制度認証についてその概要を解説します。

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 高橋 瑛輝( [takahashi\\_e@clo.gr.jp](mailto:takahashi_e@clo.gr.jp) )

弁護士 西中 宇紘( [nishinaka\\_t@clo.gr.jp](mailto:nishinaka_t@clo.gr.jp) )

~~~~~  
~~~~~

#### 【民法改正(請負)】

令和2年4月1日に施行された改正民法において、請負に関する改正事項としては、①報酬に関するもの、②担保責任に関するもの及び③破産手続開始による解除に関するものの3点が挙げられます。本稿では、これらの改正内容について、ご説明いたします。(記事へのリンク:<https://www.clo.jp/column/2560/>)

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 西中 宇紘( [nishinaka\\_t@clo.gr.jp](mailto:nishinaka_t@clo.gr.jp) )

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

#### 【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

( [clo\\_mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp) )

.....

弁護士法人中央総合法律事務所 (<http://www.clo.jp/> )

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.

.....